

子ども・子育て支援新制度と各基準（案）のパブリックコメントの概要について

子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法 ①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（通称：認定こども園法の一部を改正する法律）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（通称：関係法律の整備等に関する法律）に基づき実施される新たな制度であり、平成 27 年 4 月から本格的にスタートする予定です。

●概要**・ 幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障**

幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

ただし、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組みとなっています。

・ 幼児期の教育・保育を一体的に提供

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。

・ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

在宅で子育てをされている方も含めたすべての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させます。

●対象の施設・事業**【給付対象施設】****・ 認定こども園**

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

・ 幼稚園

幼稚園は、満 3 歳から小学校入学までの幼児が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

・ 保育所

保護者の委託を受けて、保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。

【給付対象事業】

・家庭的保育

満3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施する事業です。

・小規模保育

満3歳未満児を対象に少人数（定員6～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業です。 ※新制度で新たに始まる事業です。

・事業所内保育

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

・居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭等を対象とした、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業で、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などの事業が該当します。

(例)・一時預かり事業

保護者の急な用事などの際に、幼稚園や保育所等において一時的に子どもを預かります。

・放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図ります。

●主な変更点

【利用手続き】（放課後児童健全育成事業を除く）

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きが変わります。

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

(1) 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業等

※幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあり、今後、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、利用できる時間が異なります。

(3) 支給認定の申請手続き

具体的な内容については、国における議論を踏まえながら、検討を進めています。詳しい内容は、順次お知らせします。

【幼稚園や保育所などの利用料金】

利用料金は、保護者の所得に応じた負担を基本として、国が決める基準を上限に、市町村が設定します。また、施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費を市町村が定める額に加えて徴収することが可能です。平塚市における利用料金については今後検討し、順次お知らせします。

パブリックコメントを行う各基準（案）

- ・（仮称）平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- ・（仮称）平塚市特定教育・保育施設及び特定地域給付型保育事業の運営に関する基準（案）
- ・（仮称）平塚市支給認定（保育の必要性）に関する基準（案）
- ・（仮称）平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

市基準（案）と国基準/国基準（案）に関する考え方

市が定める基準は、国の省令等で示された基準（国基準/国基準（案））に従って定めるか（「従うべき基準」）、又は参酌して定める（「参酌すべき基準」）こととされております。

従うべき基準 （略号：従）	必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない
参酌すべき基準 （略号：参）	十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

参酌すべき基準のうち、国基準/国基準（案）と異なる項目は、次の3つの市基準（案）の4項目です。なお、この4項目以外は、国基準/国基準（案）と同様です。

- ・（仮称）平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
⇒「耐火基準」※家庭的保育事業のみ
- ・（仮称）平塚市支給認定（保育の必要性）に関する基準（案）
⇒「保育の必要量」※保育短時間のみ
- ・（仮称）平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
⇒「施設・設備」、「開所時間」

※詳細は、別冊の各基準（案）を御覧ください。各基準（案）における 部分が、該当する項目です。

スケジュール（予定）

平成 26 年 6 月 6 日（金）	パブリックコメント開始
平成 26 年 7 月 8 日（火）	パブリックコメント終了
平成 26 年 7 月	条例案検討
平成 26 年 9 月	議会への提案・議決
平成 27 年 4 月 1 日（水）	条例施行

※現時点での予定のため、今後、国の動向等によっては、多少変更となる場合があります。

平成 27 年 4 月以降の新たな教育・保育施設、事業

